

日野市プレーパーク活動支援補助金交付要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、プレーパークを運営する団体に対し実施に要する経費の一部を補助し活動を支援することで、地域における子ども達の遊びの場、体験の機会の充実を図り、子ども達の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プレーパーク 地域の自然が残る環境等を活用し、プレーリーダーや地域の大人等が見守る中で、子ども達が自ら考え工夫して遊びを作りだし、自らの責任において自由に遊び、だれでも参加することができる居場所を提供する活動を言う。
- (2) プレーリーダー プレーパークにおいて、子ども達が自ら考え遊ぶための環境をつくり、子ども達の自発的な遊びを導き、遊び場の整備や安全管理を行う者を言う。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象とする団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 定款又は会則を備えていること。
- (2) 団体の構成員が、日野市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (3) 特定の政党若しくは政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行う団体ではないこと。
- (4) 新規でプレーパークを実施する団体の場合、翌年度以降もプレーパークを継続して実施する意向があること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象とする事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として月に1回以上、市内でプレーパークを定期的を実施すること。
- (2) プレーパーク実施中は、プレーリーダーを配置すること。
- (3) 営利を目的としないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、プレーパークの実施に要する経費のうち別表第1に掲げるものとする。

(補助金交付額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に規定するところとし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 別表第1に掲げる対象経費の年間実費合計額(100円未満切捨て)と、別表第2に掲げる実施時間数に応じた補助基準額に年間の実施回数に乗じて得た額のいずれか少ないほうの額。
- (2) いずれの場合も交付額の上限を1団体当たり年額50万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、日野市プレーパーク活動支援補助金交付申請書(第1号様式)に別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し交付の可否を決定し、予算の範囲内で交付額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により決定した結果を、日野市プレーパーク活動支援補助金交付決定通知書(第2号様式)又は日野市プレーパーク活動支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定以降の各手続きにおいて、市長が指定した期日までに処理を行うこと。
- (2) 補助対象以外の用途に使用してはならないこと。
- (3) 第13条の規定による審査及び調査に協力しなくてはならないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件。

(補助金の請求)

第10条 第7条の規定により交付決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、日野市プレーパーク活動支援補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに当該補助金を概算払いにより交付するものとする。

（変更交付申請）

第11条 被交付決定者は、補助金交付決定額に変更が生じる場合は、日野市プレーパーク活動支援補助金変更交付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、日野市プレーパーク活動支援補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により被交付決定者に通知するものとする。

3 被交付決定者は、前項の規定により交付決定を受けた場合は、日野市プレーパーク活動支援補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに当該補助金を概算払いにより交付するものとする。

（実績の報告）

第12条 被交付決定者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、日野市プレーパーク活動支援補助金実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、市長に実績を報告しなければならない。

（実績報告書の審査等）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書の内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査、調査等により補助金の交付内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、被交付決定者に日野市プレーパーク活動支援補助金交付額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の精算）

第14条 被交付決定者は、前条の規定による通知により補助金の額が確定し精算金の返還が生じたときは、日野市プレーパーク活動支援補助金精算書（第9号様式）を速やかに市

長に提出し、定められた期日までに補助金を精算しなければならない。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第12条第1項の規定による審査等の結果、補助金の交付内容に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとることを被交付決定者に命ずることができる。

(交付の決定の取消し等)

第16条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第9条の規定に基づき付した条件に違反したとき。
- (3) その他、補助金の交付決定の内容又はこの要綱等に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、被交付決定者に対し既に交付した補助金の取り消しに係る部分についての返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第17条 被交付決定者は、補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を適正に管理し、当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱（次項の規定は除く。）は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 日野市子どもが主人公の居場所の運営に関する補助金交付要綱（平成21年5月11日制定）は、廃止する。ただし、令和6年度以前の年度分の日野市子どもが主人公の居場所の運営に関する補助金に係る日野市子どもが主人公の居場所の運営に関する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行後においても、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

項 目	対象経費
人件費	・ 交通費 ・ プレーリーダー報酬 ・ プレーリーダー養成、救命救急講習、安全管理等の講習受講費用

需用費	・材料、工具、文具、調理器具、医薬品等の消耗品購入費 ・食材購入費 ・石油、薪、木炭等の燃料購入費 ・その他、物品機材の購入費 ・チラシ等の印刷製本費 ・光熱水費
役務費	・通信費 ・郵便料 ・物品・機材等の修繕料 ・振込手数料 ・保険料（参加者・スタッフ・施設・機材等、保険全般）
使用料・賃借料	・会場、駐車場使用料 ・車両、物品、機材等の賃借料

別表第 2（第 6 条関係）

プレーパーク実施時間数（1 回あたり）	補助基準額（1 回あたり）
2 時間以上 4 時間未満	2,500 円
4 時間以上 7 時間未満	5,000 円
7 時間以上	7,500 円